

韓国におけるプラットフォーム 責任の展開

— 現行法の規律内容を中心に —

釜山大学法学専門大学院・教授 徐 熙錫

目次

- はじめに
- 1. プラットフォームの意義
- 2. 電子商取引法における通信販売仲介者責任
- 3. その他の法律によるプラットフォーム責任の規律
- 4. 韓国法の特徴
- 終わりに

はじめに

• 報告の方向

- プラットフォーム責任について、理論的な側面よりは、韓国の立法状況を中心に紹介

1. プラットフォームの意義

(1)プラットフォームの概念・類型

- プラットフォームは法的用語ではなく、その範疇は非常に広範である
- 取引法的な観点からは、「電子商取引（オンライン）プラットフォーム」を意味する
- 「プラットフォーム」の運営者または主体としての側面を捉えたときは、韓国「電子商取引法」上の「通信販売仲介者」とほぼ同様の意味

1. プラットフォームの意義

(2) 電子商取引法における通信販売仲介者の意義

1) 定義

- 「**通信販売仲介**」：サイバーモールの利用を許諾し、又はその他総理令の定める方法で、取引当事者間の通信販売を斡旋する行為(2条4号)
- 「**通信販売仲介者**」：通信販売仲介をする者(20条1項)
- 「**通信販売仲介業者**」：通信販売仲介を業としてする者(同2項)

1. プラットフォームの意義

2) 法的地位

- (仲介を業として行う場合を前提に) 商法上の「仲介人」と見る見解が多数 = 商法的アプローチ
- インターネットの発達による非対面取引を前提に「電子商取引法」で新たに導かれた概念 + 新たなビジネスモデルの登場
 - 特別法である「電子商取引法」の規律に従ってその法的地位を把握し、
 - 民商法上の一般規律で補充しつつ、
 - プラットフォーム責任に関する議論を反映する

2. 電子商取引法における通信販売仲介者責任

(1) 沿革

- 「電子商取引法」=2002年に「訪問販売等に関する法律」から「通信販売」の部分を独立させ、「電子商取引」に関する規律を補完して制定
- 「通信販売仲介者」に関する部分：2回改正（2012年、2016年）

2. 電子商取引法における通信販売仲介者責任

(2) 現行法の規律

1) 告知義務

- 通信販売仲介者は、自分が通信販売の当事者でないことを消費者が簡単に知ることができるよう、総理令で定める方法で、予め告知をしなければならない（20条1項）。
- 通信販売仲介者が第1項の告知をしない場合、通信販売仲介依頼者（販売者）の帰責事由による消費者の財産上の損害について、通信販売仲介依頼者と連帯責任を負う（20条の2第1項）。

2. 電子商取引法における通信販売仲介者責任

2) 仲介依頼者の身元等に関する情報提供義務

- 通信販売仲介依頼者が事業者である場合は、その身元情報（及び信用に関する情報を保有している場合はその情報）を確認して、申込が行われる前までに消費者に提供し、
- 通信販売仲介依頼者が事業者でない場合は、取引の当事者たちに相手方に関する情報を閲覧できる方法を提供しなければならない（20条2項）。
- 上の情報または情報を閲覧できる方法を提供せず、または提供した情報が事実と異なることによって消費者に財産上の損害が発生した場合は、通信販売仲介依頼者と連帯して賠償する責任を負う（20条の2第2項）。

2. 電子商取引法における通信販売仲介者責任

3) 紛争解決のための措置義務

- 通信販売仲介者は、サイバーモールなどを利用することによって発生する不満や紛争を解決するために、その原因及び被害の把握など必要な措置を迅速に施行しなければならない（20条3項）。
 - ①紛争や不満を受付・処理する人力及び設備を備えること
 - ②不満や紛争を解決するための基準を事前に設け、サイバーモールに告知すること
 - ③消費者不満や紛争の原因などを調査して、3営業日以内にその経過を消費者に知らせ、10営業日以内に調査結果又は処理方案を消費者に知らせること
- 義務違反→行政制裁

2. 電子商取引法における通信販売仲介者責任

4) 通信販売業者である通信販売仲介者の責任

- 通信販売仲介者が通信販売業者の地位を併せ持つ場合、通信販売業者として電子商取引法上の責任を負う
- ただ、通信販売業者が仲介を依頼する場合は、依頼者が責任を負うとの約定が可能（20条の2第3項）
- 実際は、この約定で依頼者が責任を負う場合がほとんど

2. 電子商取引法における通信販売仲介者責任

5) 「取引関与型通信販売仲介業者」の責任

- 「通信販売の重要な一部業務（★）を遂行する通信販売仲介業者」は、通信販売業者が電子商取引法によって負う義務（♣）を履行しない場合、その代わりに（補充的に）その義務を履行しなければならない(20条の3)。
- 通信販売の重要な一部業務(★)：①申込の受付をする業務、②財貨等の代金の支払を受ける業務
- 通信販売業者が電子商取引法によって負う義務(♣)：①撤回権に関する情報提供、申込の確認手続の設定など、②操作ミス防止、電子決済の前の意思の確認手続の設定など
- 義務違反→行政制裁。実際は、通信販売仲介者がその取引システムを通じて、上の義務を実現している場合が多い。

2. 電子商取引法における通信販売仲介者責任

6) 電子掲示板サービス提供者の責任

- ブログなどのいわゆる「掲示板」を運営する者（＝「電子掲示板サービス提供者」）の義務
 - ①掲示板を利用して通信販売又は通信販売仲介を業として行う者に対し、本法による義務を順守するよう案内し勧告する義務
 - ②販売業者等と消費者との間で紛争が発生した場合、消費者被害紛争調停機構に消費者の被害救済の申請を代行する装置を設けて運営する義務
- 義務違反 → 行政制裁

2. 電子商取引法における通信販売仲介者責任

(3) 判例の動向

1) 不当広告に対する通信販売仲介者の責任の成立如何

• 大法院 2005. 12. 22, 2003ドゥ8296判決

- 広告につきサイバーモール運営者と入店事業者が遂行した役割と関与の程度、広告の具体的な内容や広告行為の主体に対する消費者の誤認可能性などを総合して判断
- サイバーモール運営者の「表示広告法」（日本の景品表示法）による行政的責任を否定

2. 電子商取引法における通信販売仲介者責任

2) 通信販売業者の不法行為に対する通信販売仲介者の共同不法行為責任の成立如何

- 商標権侵害行為：大法院 2012. 12. 4, ジャ2010マ817決定
- 不正競争行為：ソウル中央地方法院 2008年判決

⇒いわゆる「notice & take down」のルールによって共同不法行為の成立を判断

3. その他の法律によるプラットフォーム責任の規律

(1) 製品安全に関する個別法律におけるプラットフォームの注意義務

- 製品安全に関する個別法律：「子供製品安全特別法」や「電気用品及び生活用品安全管理法」、「生活化学製品の安全管理法」など
- 安全性に問題のある製品の不法流通に対する責任を免れるための要件（免責要件）
 - ①不法流通製品を発見したとき、即時削除、
 - ②商品登録の際、安全認証等の情報を入力、
 - ③消費者がその情報を確認できる技術的措置

3. その他の法律によるプラットフォーム責任の規律

(2) 食品・医薬品安全に関する法律によるプラットフォームに対する規制

- 「食品衛生法」 → 異物通報義務
- 「薬事法」 → 資料提出義務
- 「農水産物の原産地表示に関する法律」 → 原産地表示義務の違反者の名称公表

3. その他の法律によるプラットフォーム責任の規律

(3) 「資本市場と金融投資業に関する法律」： 電子掲示板サービス提供者の責任

- 日本の「金融商品取引法」に当たる法律
- 電子商取引法と同様の規制を設ける → 電子金融取引における電子掲示板サービス提供者の責任

4. 韓国法の特徴

- (1) 通信販売業者と通信販売仲介者の概念上の区別
- (2) 通信販売仲介者の責任強化のための措置
- (3) プラットフォーム責任の範疇拡張のための試み
- (4) 消費者安全の観点から通信販売仲介者に対する規制

終わりに

- プラットフォーム責任のあり方
 - 通信販売依頼者に関する情報提供義務
 - 販売契約と関連する紛争を解決するために必要な措置
 - 消費者安全に関する商品の流通に対する事前規制が必要？

ご清聴ありがとうございました。

• kshskm@pusan.ac.kr